

鈴鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第11号

鈴鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年鈴鹿市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(病気休暇及び特別休暇)	(病気休暇及び特別休暇)
第13条 略	第13条 略
2 パートタイム会計年度任用職員に次の各号に掲げる事由がある場合には、当該各号に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。	2 パートタイム会計年度任用職員に次の各号に掲げる事由がある場合には、当該各号に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。
(1)～(8) 略	(1)～(8) 略
(9) パートタイム会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。以下この号、第12号、 <u>第13号、第15号及び第16号</u> において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場	(9) パートタイム会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。以下この号、第12号 <u>及び第13号</u> において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度に

合 1 の年度において8日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、14日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間

(10)～(13) 略

(14) 生後1年に達しない子を育てるパートタイム会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性のパートタイム会計年度任用職員にあっては、その子の当該パートタイム会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）

において8日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、14日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間

(10)～(13) 略

が当該パートタイム会計年度任用職員が
この号の休暇を使用しようとする日にお
けるこの号の休暇（これに相当する休暇
を含む。）を承認され、又は労働基準法第
67条の規定により同日における育児時間
を請求した場合は、1日2回それぞれ30
分から当該承認又は請求に係る各回ごと
の期間を差し引いた期間を超えない期
間）

- (15) 9歳に達する日以後の最初の3月31
日までの間にある子（配偶者の子を含む。
以下この号において同じ。）を養育するパ
ートタイム会計年度任用職員が、その子
の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかっ
たその子の世話、疾病の予防を図るため
に必要なものとして市長が定めるその子
の世話若しくは学校保健安全法（昭和33
年法律第56号）第20条の規定による学校
の休業その他これに準ずるものとして市
長が定める事由に伴うその子の世話を
行うこと又はその子の教育若しくは保育に
係る行事のうち市長が定めるものへの参
加をすることをいう。）のため勤務しない
ことが相当であると認められる場合 1
の年度において5日（その養育する9歳
に達する日以後の最初の3月31日までの
間にある子が2人以上の場合にあって
は、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間
数が同一でないパートタイム会計年度任
用職員にあっては、その者の勤務時間を

考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間

(16) 要介護者(条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護その他の市長の定める世話を行うパートタイム会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間

(17) パートタイム会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

3 パートタイム会計年度任用職員に次の各号に掲げる事由がある場合には、当該各号に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。

3 パートタイム会計年度任用職員に次の各号に掲げる事由がある場合には、当該各号に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。

(1) 生後1年に達しない子を育てるパー

トタイム会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性のパートタイム会計年度任用職員にあっては、その子の当該パートタイム会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該パートタイム会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31

日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育するパートタイム会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長の定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間

(3) 要介護者（条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の市長の定める世話を行うパートタイム会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上と

(1)・(2) 略

(3) パートタイム会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(4) 略

されている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間

(4)・(5) 略

(6) パートタイム会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(7) 略

(8) パートタイム会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等の

<p>4 第2項第9号、第12号、<u>第13号、第15号及び第16号</u>の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>5・6 略</p>	<p><u>ため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</u></p> <p>4 第2項第9号、第12号<u>及び第13号並びに前項第2号及び第3号</u>の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>5・6 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。